

その他

○既存の建築物に対する制限の緩和として、制限される建築物であっても、基準時（線引き廃止時）における敷地内であって、増築、改築後の床面積の合計が1.2倍を超えない範囲であれば認め

られます。〔第7条〕
○建築物の敷地が2以上の地区にわたる場合は、その建築物又はその敷地の全部について、その敷地の過半の属する地区に係る規定を適用します。〔第8条〕
○条例の規定に違反した建築物を建築した場合は、罰金（50万以下）が課せられます。

〔第16条〕
都市計画法施行令第19条第1項ただし書きの規定に基づく開発行為の規模を定める条例（案）の骨子

条例制定の目的及び趣旨

開発許可対象面積について

は、これまで、市街化区域においては1000㎡以上、市街化調整区域においては全ての開発行為が対象でした。
線引きを廃止し非線引き都市計画区域となると、一般的には3000㎡以上の開発行為が対象となりますが、本市においては、良好な自然・居住環境の保全・維持を図るため、都市計画区域全域における開発許可対象面積を1000㎡以上とするよう条例で定めます。

縦覧のお知らせ

笠岡都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）（案）及び笠岡都市計画区域区分（案）の縦覧のお知らせ

都市計画に関する基礎調査の結果、変更が必要となった

笠岡都市計画区域の整備、開発及び保全の方針【都市計画区域マスタープラン】（案）とそれに伴い変更することが必要となった笠岡都市計画区域区分（案）の縦覧を行います。

ご意見のある人は、縦覧期間

中に意見書を縦覧場所に提出して下さい。

縦覧内容：笠岡都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（案）・笠岡都市計画区域区分（案）

縦覧場所：岡山県庁土木部都市局都市計画課、笠岡市役所建設産業部都市計画課
縦覧期間：10月3日（金）～10月17日（金）の執務時間内
問合せ：岡山県都市計画課

画班（岡山市内山下二丁目四番六号）
086（226）7493

笠岡都市計画特定用途制限地域の案の縦覧お知らせ

都市計画法による笠岡都市計画特定用途制限地域の案の縦覧を行います。ご意見のある人は、縦覧期間中に意見書を縦覧場所に提出してください。

縦覧内容：笠岡都市計画特定用途制限地域の案
縦覧場所：都市計画課
縦覧期間：10月3日（金）～10月17日（金）の執務時間内
問合せ：都市計画課

02138

各地区における具体的な建築物の用途の制限概要〔第5条〕

建築物の用途	田園居住地区 (第一種中高層住居 専用地域並)	環境共生地区 (第一種住居地域並)	特定沿道地区 (近隣商業地域並)	(参考) 現在の市街化 調整区域
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿	○	○	○	△
店舗等	○ (500㎡以下、2階以下)	○ (3000㎡以下)	○ (10000㎡以下)	△
事務所等	○ (500㎡以下、2階以下)	○ (3000㎡以下)	○	×
ホテル、旅館	×	○ (3000㎡以下)	○	×
ボートリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、パッティング練習場等	×	○ (3000㎡以下)	○	×
カラオケボックス等	×	×	○ (10000㎡以下)	×
麻雀屋、パチンコ屋、射的場、馬券・車券発売所等	×	×	○ (10000㎡以下)	×
劇場、映画館、演芸場、観覧場	×	×	○ (10000㎡以下)	×
老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホーム、老人福祉センター、児童厚生施設等	○	○	○	○
単独車庫（附属車庫を除く）	○ (300㎡以下、2階以下)	○ (300㎡以下、2階以下)	○	×
建築物附属自動車車庫	○ (3000㎡以下、2階以下)	○ (2階以下)	○	△
※一団地の敷地内について別途制限あり				
畜舎（15㎡を超えるもの）	○	○	○	○
自家用倉庫	○ (1500㎡以下、2階以下)	○ (3000㎡以下)	○	×
倉庫業倉庫	×	×	○	×
自動車修理工場	○ (作業場：150㎡以下)	○ (作業場：150㎡以下)	○ (作業場：300㎡以下)	○ (作業場：150㎡以下)
パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店等で作業場の床面積が50㎡以下	○ 原動機の制限あり 2階以下	○	○	×
工場	危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場	×	○ 原動機・作業内容の制限あり (作業場：50㎡以下)	○ 原動機・作業内容の制限あり (作業場：150㎡以下)
	危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場	×	×	○ 原動機・作業内容の制限あり (作業場：150㎡以下)
	危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場	×	×	×
	危険性が大きい又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場	×	×	×
危険物の貯蔵・処	量が非常に少ない施設	×	○ (3000㎡以下)	×
	量が少ない施設	×	×	×
	量がやや多い施設	×	×	×
	量が多い施設	×	×	×

注）本表は、特定用途制限地域に関する市条例の概要であり、すべての制限について掲載したものではありません。